

一般建築物石綿含有建材調査者講習のご案内

大気汚染防止法の改正により、建物の解体・改修工事の石綿飛散防止対策が強化されました。

(石綿含有調査に関する主な流れ)

令和3年4月～	解体工事または改修工事について、「事前調査」が必要。
令和4年4月～(現時点)	床面積 80 m ² 以上の解体工事または請負金額 100 万円以上の改修工事について、工事開始前に労働基準監督署へ報告。
令和5年10月～	事前調査や分析調査は要件を満たす者が実施。 ⇒建築物石綿含有建材調査者の資格が必要となります。

1. 日 時 令和4年6月9日(木)・10日(金)の2日間。
(いずれも午前9時頃～午後6時頃を予定)
2. 締 切 定員35人に達し次第締め切ります
3. 会 場 明石市民会館会議室1・2
4. 受講料 49,500円(テキスト代・試験料を含む)*テキストは当日配布。
5. 受講資格 ※主な受講資格です。不明な点は組合までご相談ください。

番号	学歴等	実務経験年数	確認書類
4	建築に関する正規の課程またはこれに相当する課程を修めて卒業した者(高校・建築科等)	卒業後の建築に関する実務経験年数：7年以上	卒業証明書 + 実務経験証明書類 (<u>確定申告・雇用証明、建設業許可証等</u>)
5	(学歴不問)	建築に関する実務経験11年以上	<u>確定申告・雇用証明、建設業許可証等</u>
8	石綿作業主任を修了(実務経験年数不問)		石綿修了証

※実務経験の証明書類は、「最終職歴」の確認書類です。(直近のもの1部)

6. 申込方法 必ず組合まで上記の「確認書類」を、事前に確認の上申し込んでください。

(必要書類) 顔写真(無背景)、受講要件確認書類(雇用証明は所定書式あり)
受講料 49,500円

※この講習は組合員専用です。組合員以外は受講できません。

※講習終了後に修了試験があります。不合格だった場合、再試験は追加で5,500円が必要となりますので、ご了承ください。

(「日本環境衛生センター 過去問」で検索すると、過去の修了試験問題の一部が見られます。)

※令和5年10月からの届出は、パソコンやスマートフォンを使用して届出。パソコンやスマートフォンが苦手な方は、事前にご了承ください。